

弘前市会計年度任用職員(除雪作業員)募集要項

市道等の除排雪作業等に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (除雪作業員)	【雇入れ時】 除排雪に関わる業務 (除排雪準備を含む) 【変更の範囲】 変更なし	4人	令和8年12月1日

2 応募資格

- ・大型特殊自動車運転免許を有しているまたは令和8年11月24日までに取得見込みである者。
- ・車両系建設機械(整地)運転技能講習を修了または令和8年11月24日までに修了見込みである者。
- ・地方公務員法第16条の欠格条項(次のアからウ)に該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 雇用期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで。(更新の可能性なし)

なお、最初の1 か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
道路維持課	【雇入れ時】 岩木地区 または 相馬地区 【変更の範囲】 変更なし	(1)休日 土曜日、日曜日、祝日法に定める祝日・休日及び 年末年始(12月29日～1月3日) (2)勤務時間 週38時間45分(8:30～17:00 休憩時間45分) ※降雪の状況により、深夜及び早朝勤務の可能性が あります(休日を含む)。

5 休暇

(1) 年次有給休暇 無

※都合により出勤できない場合は欠勤（無給）となり、その分は翌月の報酬から減額します。翌月の報酬が無い場合等は、欠勤分の金額を返納いただきます。

(2) その他の休暇 有（無給休暇、取得条件あり）

生理休暇、公民権行使のための休暇、産前・産後休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇

6 給与等

(1) 給料 月額 226,000 円～234,700 円

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与等改定を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。

(2) 通勤手当 通勤の実態に応じ、次に掲げる区分により算定する。

(ア) 交通機関（バス、電車等）の利用：定期券等の額面及び基準に応じた額。

(イ) 交通用具（自動車、バイク、自転車等）の使用（他 運転同乗の場合を除く）：通勤距離に応じた額とし、月額 66,400 円を限度とする。

(ウ) 交通用具（自動車、バイク又は原動機付自転車）を使用し、常例として駐車場を利用し、その使用料を負担する場合：月額 5,000 円を限度とする。

(3) 期末・勤勉手当 無

(4) 退職手当 無

(5) 時間外勤務 (月 60 時間以内の場合) 割増率 25/100

(月 60 時間超の場合) 割増率 50/100

22 時～翌日 5 時に勤務した場合、上記割増率に 25/100 を加える。

(6) 夜間勤務 有

(7) 休日勤務手当 割増率 35/100

(8) 給与締切日 月末締め

(9) 給与支払日 当月 21 日

7 社会保険等

(1) 健康保険 加入する（青森県市町村職員共済組合）

(2) 厚生年金 加入しない

(3) 雇用保険 加入しない

8 応募方法

次の書類を全て、弘前市建設部道路維持課（〒036-8279 青森県弘前市大字茜町二丁目 5 番地 1）へ持参または郵送により提出してください。

(1) 履歴書

※市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格）を記入し、顔写真を貼付してください。

(2) 運転免許証の写し（表面・裏面）

(3) 車両系建設機械運転技術技能講習修了証の写し（講習修了日が確認できるもの）

9 受付期間

随時受付します。

※なお、郵送による場合は、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。

※随時受付のため、申込み時点で採用者を決定している可能性があることをご了承ください。

10 選考方法

面接による選考

※個人面接を実施し、採用者を決定します。詳細は応募者に別途連絡します。

11 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

(2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）

(3) 秘密を守る義務（同法第34条）

(4) 職務に専念する義務（同法第35条）

(5) 争議行為の禁止（地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条）

(6) 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

12 問い合わせ先

雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）

業務内容について：道路維持課総務係（電話：0172-32-8555）